

議案第1号

飯塚市コミュニティ交通の次期運行計画（R7年度～R9年度）について

1. 現交通体系（R4年度～R6年度）の主旨

（1）コミュニティ交通のあり方

「民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担することで公共交通事業全体を維持していく。」

（2）「効果的」「効率的」で「持続可能」な公共交通体系構築

- ① 拠点連携型のまちづくりと一体的な公共交通体系の構築
- ② 民間、行政及び地域住民との協働による交通体系の構築
- ③ 民間路線バスの確保・維持と、「地区間輸送」「地区内輸送」で区分したコミュニティ交通事業運営
 - ◇地区間輸送（ア）民間公共交通とコミュニティ交通の役割分担
 - （イ）民間路線バスの確保、維持（利用促進）
 - ◇地区内輸送（ア）住民ニーズを反映した多様な輸送手法
 - （イ）各地区に適したデマンド型と定期路線型の運行
 - （ウ）地区内の生活利便施設の確保、維持（利用促進）

2. 現交通体系のねらい（目的・手法）

（1）拠点連携型のまちづくりと一体的な公共交通体系の構築 … 資料1

「地域拠点と中心拠点との連携」、及び「地域拠点及びコミュニティ拠点への集約」

（2）民間、行政及び地域住民との協働による交通体系の構築

民間公共交通事業者、行政、及び各地区のまちづくり協議会との協議及び調整等によるコミュニティ交通の運行計画策定

- ① 民間公共交通事業者と行政との協働 … アンケート等での意見集約、合同勉強会等
- ② まちづくり協議会と行政との協働 … 地域住民の意見集約等

（3）民間路線バスの確保・維持と、「地区間輸送」「地区内輸送」で区分したコミュニティ交通事業運営 … 資料2

⇒右項3「現交通体系の検証」

- ① 民間路線バスの確保・維持：コミュニティバスの再編（4路線から1路線に統廃合）による路線重複区間の削減
- ② 「地区間輸送」「地区内輸送」で区分したコミュニティ交通事業運営
 - ・地区間輸送：民間路線バスとの役割分担（コミュニティバス再編：筑穂・高田線運行）
 - ・地区内輸送：デマンド型と定期路線型の併用運行による多様な輸送実施
 - 予約乗合タクシーの運行継続（9地区）、エリアワゴン新規導入（10地区）
- ③ 生活利便施設への輸送拡充（地区内輸送の拡充等）

3. 現交通体系の検証（利用状況、効果等）

（1）民間路線バス（公共交通機関）の確保・維持について

- ① 民間路線バス（市内ローカル線）の状況（運行の確保・維持）
R3～R5 年度において路線の減便・廃止無し
- ② 民間路線バスの利用者数推移 … **資料 3**
R3～R5 年度において市内ローカル線の合計利用者数は増加
- ③ 民間路線バスの利用促進
 - ・ 広報いいづか及びコミュニティ交通利用ガイド(全戸配布)、市 SNS による広報
 - ・ 市イベントでの広報用ブース設置による周知

（2）コミュニティ交通による「地区間輸送」について

- ① 民間路線バス利用者数推移 : R3～R5 年度において増加
- ② コミュニティバス利用者数推移 … **資料 4**
 - (ア) 筑穂・高田線（飯塚市単独運行） : R4～R5 年度において増加
(R4 年度からの新規路線)
 - (イ) 宮若・飯塚線（宮若市と共同運行） : R3～R5 年度において増加

（3）コミュニティ交通による「地区内輸送」について

- ① 地区別地区内輸送各種交通機関の利用状況 … **資料 5**
 - (ア) 地区内輸送のコミュニティ交通の合計利用者数 : R3～R5 年度において増加
 - (イ) エリアワゴン : R3～R5 年度において 7 地区増加、3 地区は R5 年度において減少
 - (ウ) 予約乗合タクシー : R3～R5 年度において 6 地区増加、3 地区は R5 年度において減少
- ② 生活利便施設付近の停留所の乗降者数

エリアワゴン	R5 年度/R3 年度	⇒ 3.08 倍
予約乗合タクシー	R5 年度/R3 年度	⇒ 1.02 倍

※「生活利便施設」とは、身近な商業施設（スーパー）、病院・クリニック、庁舎・支所、交流センターなど、日常生活を行うにあたって必要となる施設をいう。

4. 現交通体系の評価

(1) 運行状況、利用状況及び事業運営面からの評価 … 資料 2, 5, 6, 7

① 運行状況からの評価

- (ア) 民間公共交通機関とコミュニティ交通機関において、その補完性や役割分担等が図られ、民間路線バス等の確保・維持、地区間・地区内で区分した輸送、並びに交通空白地域の解消等に寄与する全市的な公共交通体系を構築している。
- (イ) 拠点連携型のまちづくりと一体的な公共交通体系を構築できている。
- (ウ) これらの協議や運行計画策定等は、民間、行政及び地域住民との協働により取り組まれている。

② 利用状況からの評価

- (ア) 民間路線バス(市内ローカル線)については、全体として、近年においては減便や路線廃止等の変化はなく、利用者は増加しているなど、その確保・維持は出来ている。
- (イ) 地区内輸送を担うコミュニティ交通については、全体の利用者が増加する等、一定の成果を達成しているが、エリアワゴンにおいては、利用者が少ない停留所が多くあること、また、運行内容が効果的・効率的ではない地区や利用者数が減少している地区が一部あることなど、今後、改善を図る必要がある。

③ 事業運営面からの評価

- (ア) 現コミュニティ交通体系導入に際しては、全体の運行事業費の変化は少なく、利用者数は増加していることから、円滑な交通体系の移行、及び事業運営の改善が進められている。
- (イ) 一方で、依然として、各交通機関の利用者一人当たりの運行事業費や市負担金は高額なため、さらなる効率化を図る必要がある。
- (ウ) 市内ローカル線の赤字補填額は年々増額しており、さらなる利用者増加等の事業収支改善に取り組む必要がある。

(2) コミュニティ交通に対する利用者の評価 (コミュニティ交通利用者アンケート調査) … 資料 8

○ 調査結果からの評価

- (ア) 各交通機関における満足度の調査においては、「満足」または「やや満足」の回答比率合計が高く、一定のサービス水準で運行が実施できているものと考えられる。
エリアワゴン：59.8%、予約乗合タクシー：67.8%、コミュニティバス：65.1%
- (イ) なお、エリアワゴンについては、「不満」または「やや不満」の回答比率合計が25.0%と他交通機関よりも高く、さらなる改善に取り組む必要があると考えられる。

5. 次期コミュニティ交通運行計画に関する主要協議事項

(1) 中心市街地地域におけるコミュニティ交通の運行

① 利用者アンケート結果 … **資料8**

各交通機関における改善事項において、中心市街地内での運行（乗り入れ等含む）を希望する回答が多い。

エリアワゴン：15.6%、予約乗合タクシー：21.9%、コミュニティバス：9.8%

② 現交通体系の基本的な考え方

民間公共交通事業とコミュニティ交通事業は、連携し、役割分担する中で、市全体の公共交通事業全体を維持していく。

飯塚市地域公共交通計画（令和5年3月策定、計画期間：R5～9年度・5か年度）

基本理念 「連携と協働による、暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築」

基本方針 ①「活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築」

②「民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築」

③「未来につなぐ、持続可能な公共交通事業」

飯塚市コミュニティ交通のあり方

民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担することで公共交通事業全体を維持していく。

③ 民間公共交通事業者への影響

近年において乗務員不足、利用者数減少、及び燃料費高騰等により、各社の事業運営の厳しさが深刻化しており、これら事業への影響等について十分に考慮する必要がある。

(2) 運行状況及び利用状況からの改善事項

① エリアワゴンは効果的・効率的な運行や利便性向上を図るため、停留所の精査や、運行計画の大規模な改善（再編）に取り組む。

（例）運行体系（路線・系統）の再編成 … 幸袋地区、颯田地区

② 予約乗合タクシー、コミュニティバス及び路線ワゴンはさらなる利便性向上を図るため、部分的変更による改善に取り組む。

(3) 利用者アンケートからの改善事項 … **資料9**

① エリアワゴン、コミュニティバス

運行ダイヤ変更や便数増便等の運行時間（運行ダイヤ系）に関する改善要望が多く、より効率的な運行が実施できるように改善を図る。

② 予約乗合タクシー

隣接地区への乗り入れに関する改善事項が多いことから、周辺地区の各種利便施設への運行を検討する。

6. 次期コミュニティ交通運行計画策定の方向性等

(1) 今後の検討・調整の方向性（基本的な考え方）

現在のコミュニティ交通体系の主旨を踏まえ、現交通体系を維持し、各交通機関の運行を継続して実施する。

各交通機関の運行計画については、利用状況に基づき、利用実態に合わせた、より「効果的」「効率的」な運行への改善・見直しを行う。

(2) 具体的な検討・調整事項

① エリアワゴン

(ア) 廃止検討基準を用いた停留所の存続を再検討

(イ) 各地区の状況に応じた運行ルート再編・ダイヤ変更等の実施

② 予約乗合タクシー、コミュニティバス、路線ワゴン

前述「(1) 今後の検討・調整の方向性」に基づいて、運行ダイヤ等の必要な検討・調整を行う。

(3) エリアワゴン停留所廃止検討基準（案） … 資料 10

次の基準を用いて、存続・廃止検討対象の停留所を選定する。

検討対象：1日平均乗降者数 0.1 人/日未満の停留所

※基準値 0.1 人/日の考え方：

当該停留所に 10 日運行した際に、1 人が乗車、または降車すること。

この基準をもとに検討対象の停留所を選定した後に、実際の存続・廃止の判断においては、当該停留所の設置環境、設置効果、地域住民のご意見等を勘案して総合的に検討する。

